

大規模損害賠償訴訟に係る引当金の見積りに関する一考察

A study of allowance estimation for a large amount of compensation legal action

土井 聡恵[†]
Toshie Doi[†]

Abstract The purpose of present study is derive the fact that it is to be noted that lack rules for allowance estimation in Japan. For this purpose, I take up an information disclosure system of a large compensation against a company and focus on recording of expenses of compensation. Then I investigate compensation allowance estimate formalities of Chisso Corporation. Because it is certain that a typical case of large legal action against the pollution disease in Japan is Chisso.

Fullness of the disclosure content observe by illustration of three responsible companies of Big-four pollution disease in Japan. Meanwhile, quality of the disclosure content or sufficiency of J-GAAP and IFRS rules show by comparing Chisso's disclosure that applied J-GAAP and BP p.l.c.'s disclosure that applied IFRS.

1. はじめに

大規模損害賠償訴訟は、当該会計事象の要因が過年度に既に存在しているものの、その全貌が明らかになるのに通常複数年度を要し、年度ごとにその事象の解決や情報収集の程度に基づき会計処理が行われるタイプの会計事象である。大規模損害賠償訴訟自体を取り扱う会計基準は存在せず、その会計事象は、関連する引当金の計上や偶発債務その他の情報開示、あるいはそれらの組み合わせによる情報開示が行われる。

しかしながら、通常、事象の性質も企業の判断内容も一様でなくかつ企業グループ外の者との交渉等が中途である事などの要因もあり、会計事象が財務諸表に反映されなかったり情報開示が不十分であったりすることがある。そこで本稿では、大規模損害賠償訴訟にかかる情報開示について、我が国の産業公害の原点とも言われる公害病である水俣病の責任企業である株式会社チッソ（以下、「チッソ」という）を例に、その情報開示を敷衍する。チッソの水俣病に関する情報開示に関しては、補償金にかかる情報開示の分野の他、企業の破綻を防ぐため政府より長年に亘り受けている複雑な公的資金支援にかかる

情報開示の分野も重要である。このうち、本稿においては前者の補償金にかかる情報開示を取り上げ、その見積り状況を検証する。

2. 大規模損害賠償訴訟にかかる情報開示方法

大規模損害賠償訴訟の被告企業が、当該事象を有価証券報告書において情報開示する方法には、以下が考えられる。

2・1 損害賠償金、補償金にかかる引当金の計上

引当金の認識要件及び具体例は、「企業会計原則」注解 18（以下「注解 18」）に示されており、1949 年の公表以降変更はない。すなわち、引当金の 4 要件は、①将来の特定の費用又は損失であり、②当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、かつ④金額を合理的に見積ることができることである。大規模損害賠償訴訟に関する費用又は損失がこれらの要件に合致する場合、訴訟損失引当金を計上する必要がある。大規模損害賠償訴訟が係属中である状況において、補償金等の総額の合理的な見積り額が引当金計上されるならば、会計情報の利用者にとり、補償金が現金主義に基づいて計上された財務情報と比較し、補償規模が理解できる点において有用性が高い。

[†] 愛知工業大学大学院 経営情報科学研究科 博士後期課程（豊田市）

2・2 損害賠償金、補償金の費用計上

支払った損害賠償金ないし補償金費用を現金主義に基づいて費用計上する方法及び支払うべき債務が確定した損害賠償金ないし補償金費用を未払金計上する方法においては、会計情報の利用者は前期と当期における影響のみ把握できるが、財務諸表における当該情報開示から補償規模を理解することは難しい。

2・3 その他の情報開示

上記のほか、「事業等のリスク」において情報開示する方法がある。訴訟の進行や損害賠償の確定が、企業の事業に対し重要な影響がある場合にその事象の説明を要するものであるが、企業内容等開示ガイドライン（「企業内容等の開示に関する留意事項について」）における I 1. (8) の文例は「当社が〇〇期まで発売していた〇〇製品について、薬害があったとして〇〇より〇億円の損害賠償請求が〇〇裁判所へ提訴されている。」という短文であり、任意にこれを追加する形での詳細な説明を開示する誘因は起こりにくい。

また、注記による開示が行われる場合もある。偶発債務としての重要な訴訟の開示、追加情報による重要な訴訟の説明あるいは後発事象として発生した場合にはその開示などである。

さらに、企業の「重要事実」として、有価証券報告書及び四半期報告書以外において適時開示による情報提供の方法もある。適時開示は、一定の企業の重要事象につき、その発生から速やかに開示・説明することが求められているものである。

3. 先行研究及びチッソの情報開示

3・1 先行研究

水俣病あるいはチッソに関しては、公害の経緯や補償に関する問題点や政策にかかる問題点を取り扱った数多くの先行研究がある。補償に関して除本（2014）¹⁾ は、福島原子力発電所事故に関する補償と水俣病に関する補償との相似点として、被害者の分断、加害者「主導」の被害補償とその破綻及び費用負担にみる建前と実態の乖離を指摘すると共に、被害と実態の全容を明らかにし、原因企業の責任に基づいて補償・救済の仕組みを構築し、金銭補償にとどめず、福祉的措置や地域の再生など、息の長い取り組みを続けることの重要性を説いている。また、淡路²⁾では、水俣病補償の4種類ものバラバラな「救済体系」の解説とその問題点が指摘されている。神戸³⁾、金子⁴⁾では、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（2009年：以下、特措法という）の施行に関連し、国の責任に関する論点を取り扱われてい

る。このほか宮本⁵⁾においても特措法の問題点が指摘されている。特措法に関しては、富樫⁶⁾、除本（2015）⁷⁾において、分社化した子会社である JNC 株式会社の将来の上場時株式売却益が不確定である問題点を踏まえ、未だ水俣病被害者の数の特定がなされていない状況等に伴う特措法の問題点が指摘されている。

牛島・成元・丸山⁸⁾においては、地域住民の健康度について、「水俣病補償割合」を用い、水俣病補償者割合の低い大字においては、補償受給住民はスティグマを貼られ孤立しやすく心身の健康が低下する可能性がある一方、水俣病補償者割合の高い大字においては、補償受給住民は周囲から承認を得て、医療サービスや経済的メリットと相まって健康度が向上する傾向がある旨を述べている。

チッソをめぐる政策の遂行に関連しては、永松（2004）⁹⁾において、政策の「非形成」（政策立案がなされない、あるいは長期にわたり課題解決が先送りされる事象）について、チッソに対する政府支援を事例にその要因が検討されている。遠藤¹⁰⁾においては、東京電力に対する金融支援にあたりその前例として共通点の多いチッソの公的金融支援の事例が詳しく解説されている。

新潟水俣病及びその責任企業である昭和電工に関しては、竹森（2012）¹¹⁾において、補償金の2010年12月期までの情報開示について詳細な解説がなされている。また、味噌¹²⁾においては、第一次補償協定（合意）の成立により救済対象者は行政認定患者とされ、「補償」と「行政認定」が結びつき、加害者である国が救済対象者を決める救済制度とされた旨の指摘がなされた。

イタイイタイ病及びその責任企業である三井金属鉱業に関しては、竹森（2011）¹³⁾において、補償金及び賠償金の財務諸表における推移のほか、公害防止積立金及び同準備金並びに金属鉱業等鉱害防止準備金についても詳しく解説がなされている。また、畑¹⁴⁾においては、イタイイタイ病の経緯やその要因、阿賀野川の環境被害や土壌還元事業などについて解説がなされている。

以上に対し本稿においては、チッソの有価証券報告書における情報開示に対して解説を加えるものであり、当該分野において新たな視座である。

3・1 チッソ及び四大公害病責任企業の情報開示

チッソは、水俣病患者の方々及び関係団体等から数多くの提訴を受けその全てにおいて敗訴すると共に巨額の補償金の負担を余儀なくされている。水俣病が1956年5月に公式に確認されてから60年を経てもなお完全解決には至っていない。1978年10月に上場廃止となった後も店頭登録企業として、また2000年4月以降はグリーンシート銘柄企業として有価証券報告書の開示を行っている。

水俣病に関するチッソの情報開示は1973年（昭和48年）に遡り、有価証券報告書の体系は現在とは全く異な

大規模損害賠償訴訟に係る引当金の見積りに関する一考察

るものである。そこで本稿では、他の四大公害病（1950年代後半から1970年代に大規模な被害をもたらした公害病）の責任企業でありチッソと同じく大規模損害賠償訴訟の被告となった2社の情報開示との対比によりチッソの情報開示を検証する。本稿においては、新潟水俣病の責任企業である昭和電工株式会社（以下、昭和電工という）及びイタイイタイ病の責任企業である三井金属鉱山株式会社（以下、三井金属鉱山という）を取り上げる。

4. 公害病の責任企業としての情報開示

4・1 各社を取り巻く状況及び主張

公害病の責任企業としての情報開示の背景として各社を取り巻く状況及び各社の主張等はそれぞれ異なる。

チッソに関しては、1969年に提訴されるに至るまでに水俣病と水俣工場の排水との因果関係が公に認められており、水俣病の責任企業として提訴された。裁判においては、損害賠償の範囲と金額が主たる争点となった。

昭和電工は、一貫して新潟水俣病と自社工場との因果関係を認めず、裁判においても他の原因説を主張した。同社が、問題が発覚し始めた当時、原因物質が生成される工程とされたアセトアルデヒド製造工程図を焼却するとともに製造プラントを撤去したことから、有機水銀の排出を裏付ける重要施設はなくなった。敗訴後も現在に至るまで、公には原因企業であることを認めていない。

三井金属鉱業に対する裁判においては、鉱山開発について定めた法律である鉱業第109条に基づき、「鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を与えたときは、損害の発生の際における当該鉱区の鉱業権者（当該鉱区に租鉱権が設定されているときは、その租鉱区については、当該租鉱権者）が、損害の発生の際既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の際における当該鉱区の鉱業権者（鉱業権の消滅の際に当該鉱業権に租鉱権が設定されていたときは、その租鉱区については、当該租鉱権者）が、その損害を賠償する責に任ずる。」という「無過失責任」が問われた。また、三井金属鉱業においてもイタイイタイ病と自社工場との因果関係は認めず、他の原因説を主張した。一審の敗訴後はすぐに控訴し、控訴審では裁判官忌避を申し立てた。控訴審の敗訴後は、誓約書において、原因企業であることを認め、被害者への賠償を約した。また、立ち入り調査を認め、調査費用を負担する事に同意し、さらに、農家等への土壌汚染にかかる賠償にも応じた。神岡鉱山の技術者（労働組合幹部を含む）を萩野博士の下に訪問させ、イタイイタイ病の機序および症例について解説を受けさせた¹⁵⁾。

4・2 訴訟提起時における情報開示

訴訟提起時において、公害病の各責任企業はそれぞれ、自社の見解を注記の「その他」において以下のように表明した。また、いずれの責任企業においても、財務諸表には何ら計上されなかった。

4・2・1 チッソの情報開示

チッソは、提訴を受けた1970年3月期の有価証券報告書の注記の最後の「その他」において、状況の説明を行った。そこでは、熊本県知事を中心とする調停委員会の調停により既に解決をみていたところ、水俣病に関する政府見解を機に補償問題が再燃したものである旨及び厚生大臣の斡旋により設置された水俣病補償処理委員会に依頼することに同意しない患者が慰謝料請求の訴訟を起こしたものであり、目下審理中である旨の記載を行った。

4・2・2 昭和電工の情報開示

昭和電工は、1967年6月期の有価証券報告書の注記の最後の「その他」において、状況の説明を行った。同社は、阿賀野川水域の中毒事件に関し自社工場排水との因果関係を認めておらず、「その他」においては、阿賀野川河口付近において発生した中毒事件に関し、被災者から当社に対して慰謝料請求の民事訴訟が提起され、目下新潟地方裁判所において審理中である旨及び提訴事由は当社鹿瀬工場（現鹿瀬電工株式会社）の工場排水による長期継続的な河川水の汚染が原因であるとしているが、当社は河口付近に短期的な濃厚汚染があり、それが本中毒事件の原因をなしているものと考えている旨を表明した。

4・2・3 三井金属鉱業の情報開示

三井金属鉱業は、1968年3月提訴を受け、当該会計期間である1968年3月期から1970年9月期までにおいては有価証券報告書における情報開示を何ら行わなかった。提訴から約3年を経て判決が下ろうとする1971年3月期の有価証券報告書において、ようやく注記の最後の「その他」において、「イタイイタイ病訴訟問題」と題して状況の説明を行った。

そこでは、富山県神通川流域に主として戦中戦後に亘って発生したといわれる所謂イタイイタイ病について、患者らから当社に対し、鉱業法にもとづく慰謝料請求の民事訴訟が提起され、富山県地方裁判所において審理されている旨、提訴事由はイタイイタイ病が慢性カドミウム中毒でありその原因となったカドミウムを当社が河川に放流し続けたものであるとしているが、これは単なる仮説に過ぎず、今日未だ実証もされていないばかりでなく、本仮説については現在多くの懸念が抱かれるに至り、批判的見解が強まりつつあるというのが医学界の現状である旨及び世界的に先例がない点や国内においても中毒患者は認められていない諸般の現状から、到底本病の原

因をカドミウムとは認定しえないと考えている旨を表明した。

4・3 判決時における情報開示

4・3・1 チッソの情報開示

チッソは、最初に敗訴した期である1973年3月期の有価証券報告書において、「特定引当金」として水俣病補償引当金5,236百万円を計上した。また、注記の最後の「その他」において「水俣病補償問題」と題し、判決に基づく補償額(1,130百万円)、調停成立人数(30名)、認定患者数(訴訟派45名、和解派89名)、本年3月末までの認定患者233名に対し5月末日までに患者1人当たり約1,600万円を仮払済である旨、本年4月以降の認定患者161名、一部につき仮払済である旨、認定患者数計588名に対する本年4月以降5月末日までの支払総額は65億円余である旨、及び公平に補償を行い全認定患者との間の補償問題を将来に亘って全面的に解決したいと考えている旨を開示した。

4・3・2 昭和電工の情報開示

昭和電工は、1971年12月期の有価証券報告書の比較剰余金計算書において「阿賀野川有機水銀中毒事件損害補償金」を用いて、278百万円を計上した。また、注記の最後の「その他」において、「阿賀野川有機水銀中毒事件賠償請求事件について」と題し、判決が確定した旨、(当社でなく)原告の原因説が採用された旨及び当社は諸般の事情を総合勘案して、判決の如何にかかわらず、本件についての上訴を放棄することとしたが、原告側も上訴しなかったため、本件は係属以来4年3ヶ月ぶりに大団円をみるに至った旨を開示した。

4・3・3 三井金属鉱業の情報開示

三井金属鉱業は、前述の通り第一審の前面敗訴を受け、名古屋高等裁判所金沢支部に控訴した。1971年9月期の有価証券報告書の注記の最後の「その他」において、「イタイタイ病訴訟問題」と題し、敗訴した旨、判決金額及び利息約60百万円を支払った旨及び判決理由は到底承服できず控訴し審理中である旨を開示した。

続くイタイタイ病にかかる名古屋高等裁判所金沢支部における控訴審は、1972年8月9日、三井金属鉱業の敗訴となった。三井金属鉱業は、1972年9月期の有価証券報告書の比較剰余金計算書において「賠償金及び補償金」2,891百万円を計上した。また、注記の最後の「その他」において、「イタイタイ病訴訟問題」と題し、第一次控訴審賠償金131百万円、第二から第七次にかかる和解金2,159百万円及び訴訟費用23百万円を支払い訴訟は終結した旨を開示した。

4・3・4 判決時における情報開示まとめ

公害病の各責任企業は、判決(敗訴)期において敗訴内容を踏まえ財務諸表に補償金損失を計上した。このうちチッソについては引当金の名称を用いた費用の計上が行われたが、実態は後述の通り他の責任企業と同じく現金主義に近い費用である。

チッソの判決(敗訴)時の開示内容は、他の責任企業と異なり、財務諸表への補償費用の計上と共に注記による任意に「水俣病補償問題」の説明が行われ、当時としては充実した内容であった可能性がある。しかしながら水俣病補償問題の全貌を詳細に説明したものではない。特に「補償金支払状況」においてそれまでの支払済金額の情報は無い。当時、また、期末日後5月末までの認定患者数及び補償金支払総額については開示されている。当時のチッソは東証一部上場企業であったことを考慮すると、有価証券報告書の情報利用者である投資家の投資判断への役立ちに配慮した情報であったとも考えられる。

4・4 情報開示の変遷

4・4・1 チッソの情報開示の変遷

4・4・1・1 比較剰余金計算書及び損益計算書

チッソは、水俣病補償開始時においては、比較剰余金計算書において「水俣病補償引当金」を使用し、貸借対照表では特定引当金として開示した。ただし、繰り入れた金額は翌期に全額「水俣病補償引当金戻入益」により取り崩し、新たに水俣病補償引当金を「水俣病補償引当金繰入額」により繰り入れると共に、「水俣病補償金」を計上する方法によった。つまり、各期の比較剰余金計算書(1975年まで)において、当期の水俣病補償金と、水俣病補償引当金の前期と当期の差額(戻入益と繰入額との差額)とが計上され、結果として現金主義に近い処理が行われた。なお、水俣病補償引当金は現在使用されていない。

損益計算書においては、いずれも特別損失の「水俣病被害者救済一時金」「水俣病補償損失」及び「公害防止事業費負担金」を使用している。「水俣病被害者救済一時金」は政府主導による被害者の救済を目的とした解決が図られた際に患者団体に示された条件に基づく一時金についてのみ使用し、計上されたのは1996年から1998年及び2011年以降のみである。「水俣病補償損失」には、補償金費用に加え公的債務にかかる利息が含まれており、これを区分把握するためにはキャッシュ・フロー計算書を参照する必要があるが、費用計上期と支出期が同一であるかは有価証券報告書からは不明である。使用科目が変更されかつ公的債務にかかる利息が含まれていることもあり、補償金の累計額を有価証券報告書から得ることはできない。「公害防止事業費負担金」には実質的に公害防

大規模損害賠償訴訟に係る引当金の見積りに関する一考察

止事業負担金利息支出が計上された。

4・4・1・2 キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書においては、営業活動、投資活動及び財務活動に加え、「水俣病補償によるキャッシュ・フロー」を区分開示し、有価証券報告書の最初の5会計期間の主要な経営指標等の推移においても区分開示を行っている。またその内容別内訳を注記により開示している。

4・4・1・3 その他

注記の最後に「その他」「水俣病補償問題」として、①認定患者数及び②補償金支払状況の開示を1973年以降継続している。前者については期首認定患者数に当年度中における認定患者数、期末日後2か月間における認定患者数が開示された。後者については当年度中における補償金支払額と期末日後2か月間における補償金支払額のみが開示された。

当該開示が行われた1973年当時においては、有価証券報告書の構成が現在よりシンプルで記載項目も少なく、「事業等のリスク」も設けられていなかった。そのような当時の紙面において、期末日後の状況にかかる情報開示にも配慮した開示がなされたと理解できる。ただし、補償金の累計金額が不明であり（認定患者数については合計数が記載されている）、水俣病の現在までの被害規模を知ることにはできない。また、この情報は、2016年3月期においても変わらず同じ情報量にとどまりかつここで開示される水俣病認定患者数に対する補償金支払額と、（連結）キャッシュ・フロー計算書の注記にある水俣病補償による支出との差額については不明である。

有価証券報告書の本来的な目的は、現在及び将来の投資家の投資の意思決定に資するためとされ、過去の支出の累計情報は求められていない。また、有価証券報告書の縦覧期間が5年であることから、長期ではなく中期的な情報利用者を想定していると言える。しかしながら、他に一般に公開され公式に残される企業情報開示媒体はなく、チッソのみに特有の事象である水俣病に関して、水俣病認定患者総数も重要な情報であるとは言え、有価証券報告書においては金額情報である補償金等累計額の方がより重要であろう。

なお、2016年3月末現在の水俣病関連損失累計はチッソのウェブサイトの開示されており、補償金1,574億円、解決一時金317億円、救済一時金755億円及び漁業補償等62億円、その合計は2,708億円である。ただし、ウェブサイトは最新の累計額のみが表示され、過去の推移は提示されていない。

4・4・2 昭和電工の情報開示の変遷

昭和電工は、長らく「新潟水俣病」の呼称を使用しな

ったのが特徴的である。敗訴した期において「阿賀野川有機水銀中毒事件損害補償金」278百万円を計上した後、新たな請求者との交渉中との事情から翌期は計上せず、翌々期である1972年12月期に「阿賀野川有機水銀中毒事件損害補償金」3,635百万円を計上した。1995年12月及び1996年12月期に「新潟水俣病問題解決金」1,509百万円及び1,258百万円を計上した。2010年12月期以降は「新潟水俣病関連引当金繰入額」を使用し、2015年12月期までの6期間に27億円を計上した。「新潟水俣病関連引当金」は、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に定める一時金等の支出に備えるため、その支出見込額を計上している。

昭和電工は、現在においても公には新潟水俣病と自社との因果関係は認めておらず、「新潟水俣病」を用いた開示は、1995年9月28日の政府与党合意による「水俣病問題の解決について」の政府主導の解決案に基づき支払うこととなった一時金にかかるもの（新潟水俣病問題解決金）及び2010年4月16日の閣議決定「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく一時金にかかるもの（新潟水俣病関連引当金繰入額）に限りなされた。

昭和電工についてはチッソと比較しさらに使用科目が多岐にわたり、補償が少額と考えられる期においては区分掲記はなされていないことから、新潟水俣病にかかる補償の累計額は有価証券報告書からは不明である。

4・4・3 三井金属鉱業の情報開示の変遷

三井金属鉱山においては、一貫して「賠償金及び補償金」を使用し、補償金を開示しているが、科目にかかる説明はなく、その全額がイタイタイ病に関するものか否かは不明である。また、特別損失の中で「賠償金及び補償金」が区分掲記されていない期が多く、イタイタイ病にかかる補償の累計額は有価証券報告書からは不明である。

5. 補償金見積りにかかる判断基準の不足

5・1 チッソにおける補償に関する情報の不足

チッソにおける水俣病に関する情報開示のうち財務諸表においては、見積りの要素が見受けられず現金主義に近い会計処理がなされている。2016年3月期には、平成21年特措法に基づく水俣病被害者の方々への一時金の支払いについては引き続き見込まれるが現時点ではその具体的な金額が不明である旨のみを述べており、訴訟については企業内容等開示ガイドラインに掲げられた文例の通り、その請求額のみを開示することとどまっている。引当金の計上がないことにより、補償の規模を窺い知ることにはできず、他に補償金の累計額も推移の情報もないことから、有価証券報告書においてチッソの水俣病補償

の全体像を知ることができない。

5・2 英 BP 社の補償金にかかる情報開示

以上に対し、2010年4月のメキシコ湾原油流出事故（以下、事故という）の責任企業であるBP社の補償にかかる情報開示は充実している。BP社はIFRS適用企業である。BP社は、事故にかかる引当金を4種類に区分して開示すると共に、当該引当金の範囲に含まれる内容についても注記で詳しく説明している。賠償・補償関連引当金は、OPA90に基づく個人及び事業者並びに政府の損害に対する賠償額が計上されており、個人及び事業者に対しては、動産及び不動産への損害、利益喪失又は収益力の低下、天然資源生計使用の損失及び健康被害に対する賠償が対象とされており、政府に対しては、動産及び不動産への物的損害、政府歳入の損失、公務費用増大に対する賠償が対象とされている。賠償・補償関連引当金については、多くの重要な仮定の下、BP社のクレーム処理経験、保険業界の指標データ、及び保険数理法と統計法の活用に基づき、適切な場合には経営陣による判断を交えてその総額を見積りする方法が採用されており、さらなる情報が入手され請求プロセスが進展すると共に前提となる仮定を四半期毎に見直す方法としている。とりわけ、BP社が事故に関連して設立した200億ドルの補償基金「ディープウォーター・ホライズン・オイル・スピル・トラスト（以下、基金という）」に対するIFRIC第5号「廃棄・原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」の適用に伴う引当金に関しては、裁判の推移に関する詳細な説明開示と共に、事故が発生した2010年度に既に121億ドルの引当金が見積り計上され、その後の期において見積りの修正が適宜行われた。このように、BP社においてはいち早く巨額の事故にかかる補償金の最尤値的な金額が引当金として財務諸表に示され、その後も複雑な訴訟の推移が損益計算書と貸借対照表の双方で表されかつ注記においてその詳細な説明がなされており理解し易い。

BP社の財務諸表の利用者は、損益計算書と貸借対照表の双方から補償の状況と進捗を知ることができるのに対

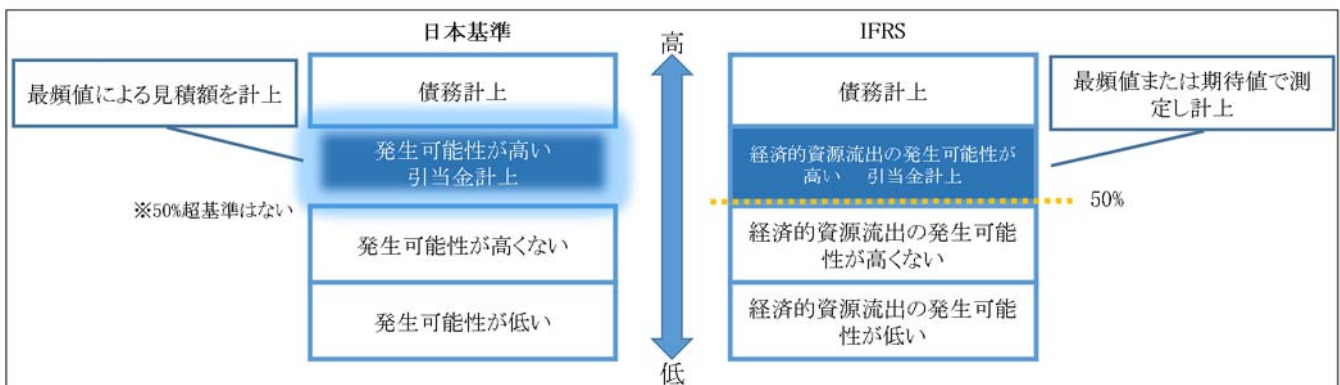
し、チッソにおいては見積りが行われず、財務諸表に何ら反映されず毎期の補償金のみが損益計算書に計上されるのとの比較で明らかのように、チッソにおいては、会計基準に準拠しているにも関わらず、水俣病に関する事象の早期の財務諸表への反映及び補償の全体像を知りたい情報利用者にとり、その会計情報の有用性は低い。

5・3 見積り及び開示にかかる基準の付加

BP社もチッソも、全ての被害者の方々への補償を行う姿勢であることは共通しており、数々の訴訟に直面している点においても類似している。しかしながら、BP社が早くに財務諸表において引当金により補償規模を明らかにしているのに対しチッソにおいては何ら引当金が計上されていない。この背景の一つには、日本基準（JGAAP）において、引当金に関しIFRSのような発生可能性に関する定義や測定方法の明示がない問題点が考えられる。具体的な判断基準や測定方法の明示がないと、企業が見積ることができないと判断する事象に対し外部の者が具体的に異議を唱えるのは困難であり、積極的な見積りや開示は期待しにくい。この点については、引当金の見積りにかかる判断に際し、「発生可能性が高く」がいかなる状態であるか、「資源が流出しない可能性よりも流出する可能性が高い（more likely than not）場合をいう（IAS第37号第23項）」のような具体的な基準があれば、客観的に引当金の要否を判断可能な場面の増加が期待できる。また日本においては、引当金の測定にかかる具体的指針が示されておらず最頻値による測定が一般的であるが、最頻値方式、期待値方式のいずれの使用も認めることを明記し、大数の法則により同質的で数の多い母集団を測定する場合には期待値方式が適切であるなど、期待値方式を使用すべき場合の例示が示されれば、情報の利用者にとり引当金の計上が好ましい場合に寄与することが考えられる。

さらにチッソは、第二次訴訟、第三次訴訟及びその後の関西、東京、京都その他チッソや国、熊本県の責任のほか水俣病認定を争った裁判についても、その全てについてチッソは和解又は敗訴あるいはこれに続く補償協定

図1 引当金の要件の対比



大規模損害賠償訴訟に係る引当金の見積りに関する一考察

により補償金の金額が確定して初めて会計処理を行った。これについては、訴訟の財務諸表への影響を見通したい会計情報の利用者を想定し、訴訟損失引当金等の認識に至らない判断プロセス、前提条件又は仮定などの補足説明と共に固有の状況の説明を含む情報を開示するのが有用である。日本公認会計士協会による「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」に対しても、減損や引当金に至らない理由の開示等を行うべきとの意見が寄せられた¹⁶⁾。

6. 終わりに

本稿においては、チッソの水俣病に関する情報開示を検証し、大規模損害賠償訴訟の当事者であるチッソにおける引当金の見積りに関し、特定の会計事象の財務諸表への影響額を早期に知りたい会計情報の利用者にとって情報が不足すること及びその要因の一つとして我が国の会計基準にはその判断基準となる指針が不足する点を指

摘した。このため、我が国では、会計基準及び開示に関するガイダンス等に従った情報開示であっても、特定の情報利用者にとり、IFRS適用企業における工夫された詳細な情報開示と比較するとその有用性は低い。

チッソは非公開会社であり、その有価証券報告書の利用者は、有価証券報告書制度が本来想定する投資者とはそのニーズが異なることも考えられる。そうであっても、我が国には他に企業情報を総合的に開示する書類は存在せず、当該企業の最善の情報開示が求められる。

また本稿では有価証券報告書における情報開示を分析の対象としたが、我が国企業は欧米企業には求められない四半期毎の決算短信や会社法独自の計算書類等、情報が重複する財務情報を何種類も開示しなければならない独自の制度下にあり、欧米企業のAnnual Reportのように情報内容の充実した単一のReportを発表するという体制とは異なる。企業の総合的な情報発信のあり方に関する研究については今後の課題とする。

参考文献

- 1) 除本理史：戦後日本の公害問題と福島原発事故，北海道大学経済学研究，63（2），85-95，2014
- 2) 淡路剛久：終わらない水俣病問題と民事賠償の課題—ノーマ・ミナマタ第1次・第2次訴訟との関連で，環境と公害，44（4），3-9，2015。
- 3) 神戸秀彦：国の水俣病救済責任と救済の枠組み，環境と公害，44（4），10-15，2015。
- 4) 子和裕：水俣病問題の最終解決に向けた課題～水俣病救済特措法の施行をめぐって～，立法と調査，314，102-116，2011。
- 5) 宮本憲一：歴史の教訓に学ばぬ失政—「水俣病被害者救済特別措置法」を検討する」，環境と公害，39（2），3-7，2009。
- 6) 富樫貞夫：チッソの倒産処理と補償責任のゆくえ，環境と公害，39（2），8-12，2009。
- 7) 除本理史：チッソ分社化の歴史的背景と問題点，環境と公害，44（4），19-20，2015。
- 8) 牛島佳代，成元哲，丸山定巳：不知火海沿岸地域住民の健康度を規定する社会的要因の探索—水俣病補償者割合という地域特性に着目して—，環境社会学研究，18，141-154，2012。

- 9) 永松俊雄：政策過程の「非形成」に関する実証的研究：チッソ株式会社への金融支援策を事例として，熊本大学社会文化研究，2，295-318，2004。
- 10) 遠藤典子：原子力損害賠償制度の研究—東京電力福島原発事故からの考察，111-137，岩波書店，東京，2013。
- 11) 竹森一正：新潟水俣病と補償金の情報開示，国際経営論集，17-30，2012。
- 12) 味岡申宰：新潟水俣病の発生と紛争解決過程における訴訟・交渉・合意の意義と機能，法政理論，45（2），53-79，2012。
- 13) 竹森一正：イタイタイ病判決前後における三井金属鉱業の財務状態の推移，産業経済研究所紀要，55-70，2011。
- 14) 畑明郎：イタイタイ病の加害・被害・再生の社会史，環境社会学研究，6，39-54，2000。
- 15) 竹森一正，イタイタイ病判決前後における三井金属鉱業の財務状態の推移，産業経済研究所紀要，（21），68，2011。
- 15) 竹森一正，イタイタイ病判決前後における三井金属鉱業の財務状態の推移，産業経済研究所紀要，（21），68，2011。
- 16) 株式会社税務研究会，経営財務，3226，2015

（受理 平成 29 年 3 月 10 日）